

子育て世帯に特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

子ども一人あたり10万円

子育て世帯への臨時特別給付金

所得制限を設けず、すべての子育て世帯に一括で現金給付します。

■対象

- ①高校生(16歳から18歳)以下を養育する保護者
 - ②18歳以下の子を養育する公務員
 - ③新生児(令和3年10月から令和4年3月生まれ)を養育する保護者
- ※令和3年9月30日時点で中学生以下の子を養育する児童手当受給者(公務員除く)には支給済みです。

■申請方法

自宅に届いた案内に従い、申請書、児童手当支払通知書(令和3年9月分)、振込口座情報がわかる通帳等の写しを申請窓口提出してください。
※新型コロナ対策のため、なるべく郵送による申請にご協力ください。

■申請期間

令和3年12月27日(月)
～令和4年3月31日(木)

■申請窓口

子ども課(小川総合支所内)
美野里福祉事務所(小美玉市役所本庁内)
玉里総合窓口係(玉里総合支所内)

詳しくはこちら



子ども一人あたり5万円

低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金

児童扶養手当受給対象などの低所得のひとり親世帯に対し現金給付します。

■対象

- 3月31日時点で18歳以下の児童(重度障がい児は20歳未満まで)を養育し、次のいずれかに該当するひとり親世帯の方
- ①令和4年1月分の児童扶養手当受給者
 - ②公的年金などを受給していることで、児童扶養手当を受給していない方
 - ③コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給基準と同水準の方

■申請方法

- ▶①に該当する方
申請不要です。3月上旬に児童扶養手当指定口座に給付金を支給します。
- ▶②と③に該当する方
申請書や収入額申立書等の提出が必要です。詳しくは市のホームページをご覧ください。

■申請期間

令和4年2月28日(月)
～令和4年4月28日(木)

■申請窓口

子ども課(小川総合支所内)
美野里福祉事務所(小美玉市役所本庁内)

詳しくはこちら



問い合わせ

子ども課
☎ 0299-48-1111 (内線 2243・2244・2247)

住民票をとるには?

引っ越しの手続き

小美玉市の魅力は?



元気?

ごみの出し方

観光の情報?

その問い合わせ、
AIおみたんに
聞こう!



みんなの質問で
かしくなるよ

質問はこちらから▶

